

福岡商工会議所 会員入会のご案内

福岡商工会議所は、地域を代表する総合経済団体として、地域商工業の発展、地域社会の基盤整備等を促進するとともに、会員事業所の経営改善、従業員の福祉向上に役立つような幅広いサービスの提供を行っております。この機会に是非ともご入会いただき、商工会議所活動にご参画を賜りますようお願い申し上げます。

1. 入会資格

- 福岡市内に営業所・事務所・工場その他の事業所を有し、営業を行っている商工業者
- 福岡市内で事業活動を行う個人(医師、弁護士、公認会計士、税理士等)
- 福岡市内で事業活動を行う団体(協同組合、経済関係団体、病院、学校等)
- ※なお、福岡市内で営業されていない商工業者の方や、商工業者でない一般個人で本商工会議所の趣旨に賛同いただける方などは、「特別会員」(部会の所属と本商工会議所議員の選挙・選任に関する資格がありません)としてご入会いただけます。
- ※暴力団等反社会的勢力に該当する場合は入会できません。

2. 会員の種別と年会費

会員の種別		年会費	
個人(個人の商工業者)		16級	9,000円以上
法人 (株式会社、その他 法人格のある商工業者)	I. 地区内に本社がある場合	15級	15,000円以上 ※但し、下記「基準会費表」に準ずる
	II. 地区外に本社を有する出先機関(営業所、支店等)	15級	15,000円以上 ※但し、出先資本金算出の上、下記「基準会費表」に準ずる 出先資本金=本社資本金× $\frac{\text{福岡地区従業員}}{\text{全社従業員}}$ (例) 本社資本金 1 億円、全社従業員 100 名、福岡事業所従業員 10 名の出先機関の場合 出先資本金 = 1 億円 × $\frac{10 \text{ 名}}{100 \text{ 名}}$ = 1,000 万円 → 年会費 15,000 円 (15 級)
団体(協同組合、経済関係団体、病院、学校等)		出資金・構成人員数・年間予算額等による	
特別 (地区外の商工業者、 入会資格に該当しないが、 本所の趣旨に賛同する者)	I. 個人	16級	9,000円以上
	II. 法人	15級	15,000円以上 ※但し、下記「基準会費表」に準ずる

※特段のお申し出がない限り、会員加入は次年度へ自動継続されます。

3. 基準会費表

資本金(払込済出資総額)			最低負担基準会費	級数	資本金(払込済出資総額)			最低負担基準会費	級数
個人			9,000円 以上	16級	法人・ 団体	7,000万円 超	120,000円 以上	8級	
法人・ 団体	1,000万円 以下	15,000円 以上	15級			10,000万円 超	160,000円 以上	7級	
	1,000万円 超	21,000円 以上	14級			20,000万円 超	200,000円 以上	6級	
	2,000万円 超	27,000円 以上	13級			30,000万円 超	300,000円 以上	5級	
	3,000万円 超	33,000円 以上	12級			50,000万円 超	500,000円 以上	4級	
	4,000万円 超	45,000円 以上	11級			100,000万円 超	700,000円 以上	3級	
	5,000万円 超	60,000円 以上	10級			150,000万円 超	1,000,000円 以上	2級	
	6,000万円 超	90,000円 以上	9級			200,000万円 超	1,500,000円 以上	1級	

※法人・団体は 15 級以上 ※年会費は 4 月から翌年 3 月まで

4. 部会

ご入会後は業種に応じて、いずれかの部会に所属していただきます。(特別会員は部会への所属ができません)

食料・水産 工業 卸売商業 理財
建設 エネルギー 小売商業 情報・文化・サービス
繊維ファッション 運輸・港湾・貿易 観光・飲食

5. 特定商工業者制度について

商工会議所は、地区内の商工業の状況を把握し、総合的な改善発達を図るため、商工会議所法に基づき、一定規模以上の商工業者である「特定商工業者」の方々の事業概要を登録した「商工業者法定台帳」の作成、管理および運用をしています。

また、その経費に充当するため、同法に基づき、福岡商工会議所では特定商工業者に該当される方々に負担金(年額 4,000円)の納入をお願いしています。特定商工業者の該当基準につきましては、下記の該当のフローチャートをご参照ください。

○会費・負担金は経理上損金(所得税基準通達37-9、及び、法人税基本通達9-7-15の3)として処理できます。

○会費・負担金は消費税法基本通達5-5等の定めにより、消費税の課税対象となりません。

特定商工業者該当フローチャート

※入会申込書に記入のない場合は、当所で判断の上、ご登録いたします。

毎年4月1日現在において、福岡市内に本支店、営業所、出張所、事務所、工場などを設立してから6ヶ月以上経過している商工業者が対象です。

